

発議第4号

つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及びつくばみらい市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年5月20日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 横田 透

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 今川 英明

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 栄一

賛成者 つくばみらい市議会議員 染谷 礼子

賛成者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江礼生奈

提案理由

全国市議会議長会において「標準市議会会議規則」の一部改正に伴い、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議の欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。また、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願に係る署名押印を署名又は記名押印に改めることの明文化を図るため、議会会議規則の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則

つくばみらい市議会会議規則（平成１８年つくばみらい市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第２章 請願及び陳情の処理（第８６条―第９３条）

第３章 辞職及び資格の決定（第９４条―第９８条）

第４章 規律（第９９条―第１０２条）

第５章 懲罰（第１０３条―第１０８条）

第６章 補則（第１０９条）」を

「第２章 請願及び陳情の処理（第８６条―第９４条）

第３章 辞職及び資格の決定（第９５条―第９９条）

第４章 規律（第１００条―第１０３条）

第５章 懲罰（第１０４条―第１０９条）

第６章 補則（第１１０条）」に改める。

第２条第１項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第２項中「、日数を定めて」を「、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第３５条第１項中「、第８８条」を「、第８９条」に改める。

第３６条中「第３５条」を「第３６条」に改める。

第１０９条を第１１０条とし、第８６条から第１０８条までを１条ずつ繰り下げ、第８５条の次に次の１条を加える。

（請願書の記載事項等）

第８６条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

２ 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

３ 前２項の請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。

４ 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

５ 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

つくばみらい市議会会議規則(平成18年つくばみらい市議会規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
目次 第1章 (略) 第2章 <u>請願及び陳情の処理(第86条―第94条)</u> 第3章 <u>辞職及び資格の決定(第95条―第99条)</u> 第4章 <u>規律(第100条―第103条)</u> 第5章 <u>懲罰(第104条―第109条)</u> 第6章 <u>補則(第110条)</u> 附則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第35条 会議に付する事件は、<u>第89条</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。た	目次 第1章 (略) 第2章 <u>請願及び陳情の処理(第86条―第93条)</u> 第3章 <u>辞職及び資格の決定(第94条―第98条)</u> 第4章 <u>規律(第99 条―第102条)</u> 第5章 <u>懲罰(第103条―第108条)</u> 第6章 <u>補則(第109条)</u> 附則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、<u>事故のため</u> <u>欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、<u>出産のため欠席するときは、日数を定めて</u> <u>、</u> <u>あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第35条 会議に付する事件は、<u>第88条</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。た

だし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 （略）

（付託事件を議題とする時期）

第36条 委員会に付託した事件は、つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）第36条の規定による報告書の提出をもって議題とする。

（請願書の記載事項等）

第86条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第87条 （略）

（請願書の撤回）

第88条 （略）

（請願の委員会付託）

だし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 （略）

（付託事件を議題とする時期）

第36条 委員会に付託した事件は、つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）第35条の規定による報告書の提出をもって議題とする。

（新設）

（請願文書表の作成及び配布）

第86条 （略）

（請願書の撤回）

第87条 （略）

（請願の委員会付託）

第89条 （略）

（紹介議員及び請願者の委員会出席）

第90条 （略）

（紹介議員の取消し）

第91条 （略）

（請願の審査報告）

第92条 （略）

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第93条 （略）

（陳情書の処理）

第94条 （略）

（議長及び副議長の辞職）

第95条 （略）

（議員の辞職）

第96条 （略）

（資格決定の要求）

第97条 （略）

（資格決定の審査）

第98条 （略）

（決定書の交付）

第99条 （略）

（携帯品）

第100条 （略）

第88条 （略）

（紹介議員及び請願者の委員会出席）

第89条 （略）

（紹介議員の取消し）

第90条 （略）

（請願の審査報告）

第91条 （略）

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第92条 （略）

（陳情書の処理）

第93条 （略）

（議長及び副議長の辞職）

第94条 （略）

（議員の辞職）

第95条 （略）

（資格決定の要求）

第96条 （略）

（資格決定の審査）

第97条 （略）

（決定書の交付）

第98条 （略）

（携帯品）

第99条 （略）

(議事妨害の禁止)

第101条 (略)

(資料等印刷物の配布の許可)

第102条 (略)

(議長の秩序保持権)

第103条 (略)

(懲罰動議の提出)

第104条 (略)

(懲罰動議の審査)

第105条 (略)

(代理弁明)

第106条 (略)

(戒告又は陳謝の方法)

第107条 (略)

(出席停止の期間)

第108条 (略)

(懲罰の宣告)

第109条 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第110条 (略)

(議事妨害の禁止)

第100条 (略)

(資料等印刷物の配布の許可)

第101条 (略)

(議長の秩序保持権)

第102条 (略)

(懲罰動議の提出)

第103条 (略)

(懲罰動議の審査)

第104条 (略)

(代理弁明)

第105条 (略)

(戒告又は陳謝の方法)

第106条 (略)

(出席停止の期間)

第107条 (略)

(懲罰の宣告)

第108条 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第109条 (略)